



神奈川県労働局発表
平成30年6月28日

担当	神奈川県労働局雇用環境・均等部 指導課長 黒沢 武 労働紛争調整官 奈良 雅洋 電話 045-211-7380
----	--

神奈川県労働局における平成29年度個別労働紛争解決制度の施行状況を公表します

～相談の内容別では、「いじめ・嫌がらせ」が6年連続でトップ～

神奈川県労働局（局長 三浦 宏二）では、平成29年度の個別労働紛争解決制度（個々の労働者と事業者間のトラブルを対象とした「総合労働相談※1」、「助言・指導※2」、「あっせん※3」）の施行状況を取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

- 前年度に比べて、助言・指導申出件数は1割強の増加、あっせん申請件数は3割強の増加**
 - 総合労働相談件数 54,704件（前年度比 0.6%減）
→うち民事上の個別労働紛争相談件数 13,132件（前年度比 4.8%増）
 - 助言・指導申出件数 323件（前年度比 14.9%増）
 - あっせん申請件数 298件（前年度比 34.8%増）
- 「民事上の個別労働紛争※4」の相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が6年連続トップ**
 - 民事上の個別労働紛争相談件数のうち、「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は4,276件（前年度件、10.3%増）で、平成15年から増加の一途を辿り、相談内容別では6年連続でトップでした。
- あっせん参加件数のうち6割強で合意が成立**
 - 紛争当事者双方があっせんに参加した場合には、62.7%で合意が成立し、紛争が終了しました。

※1 「総合労働相談」：県内14か所（神奈川県労働局、各労働基準監督署内、横浜駅西口STビル内）に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。※2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対して、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

※3 「あっせん」：紛争当事者間に弁護士などの労働問題の専門家である紛争調整委員が入り、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

※4 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものは除く。）

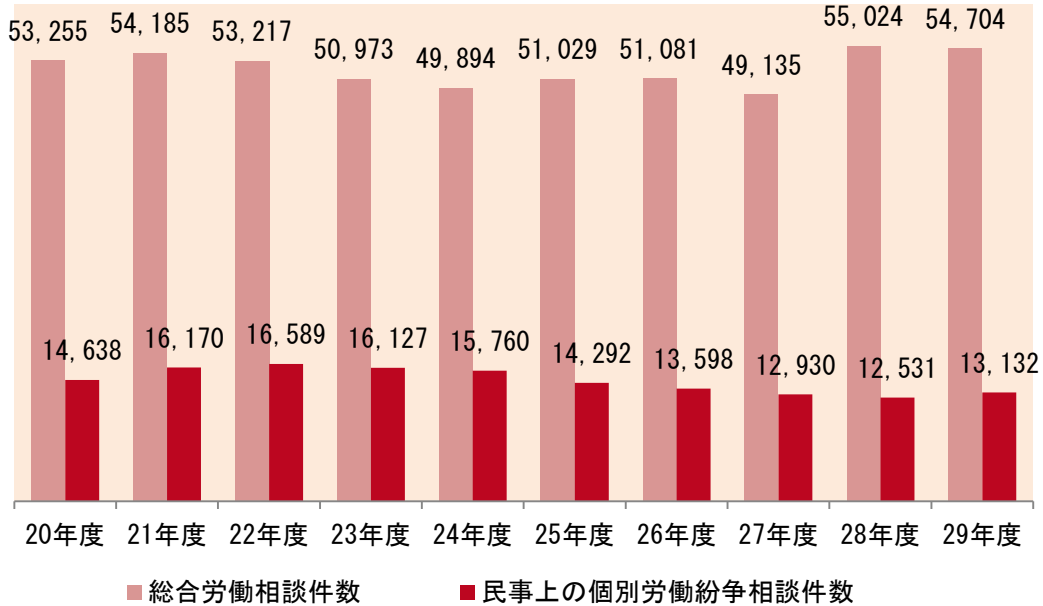
【別添資料】

- 別添1 「平成29年度個別労働紛争解決制度の運用状況」
- 別添2 「平成29年度における助言・指導及びあっせんの事例」
- 別添3 「用語説明」
- 別添4 「神奈川県労働局管内総合労働相談コーナー一覧」

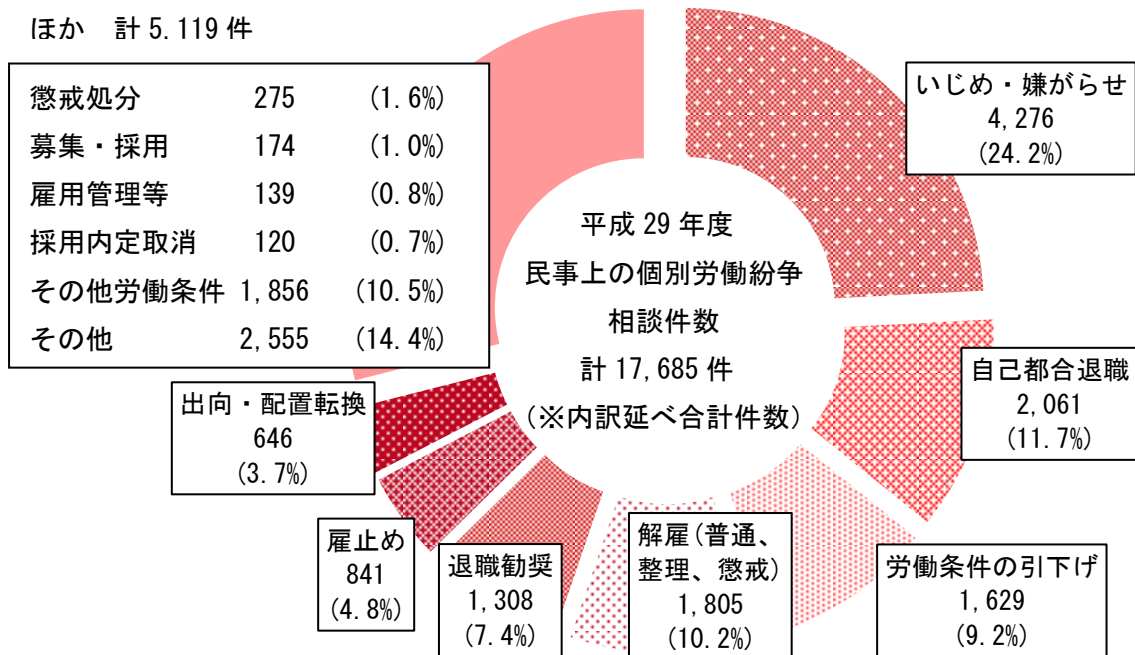
平成 29 年度個別労働紛争解決制度の運用状況

1 総合労働相談

(1) 相談件数の推移

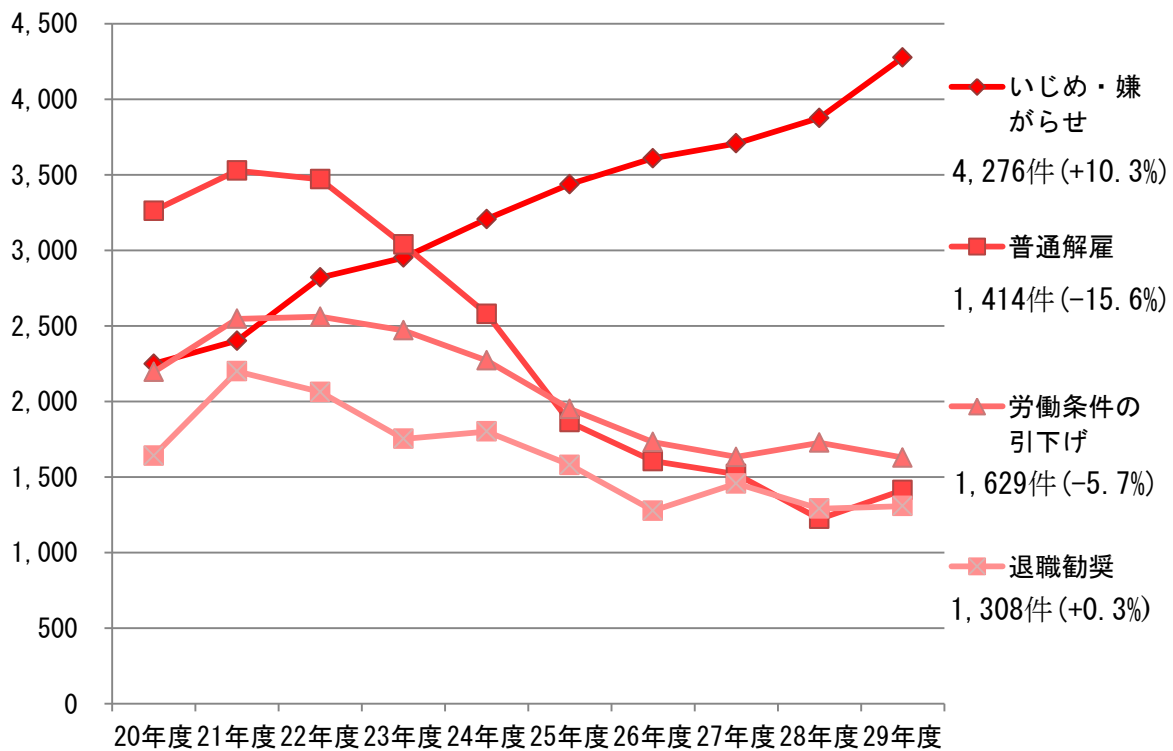


(2) 民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数



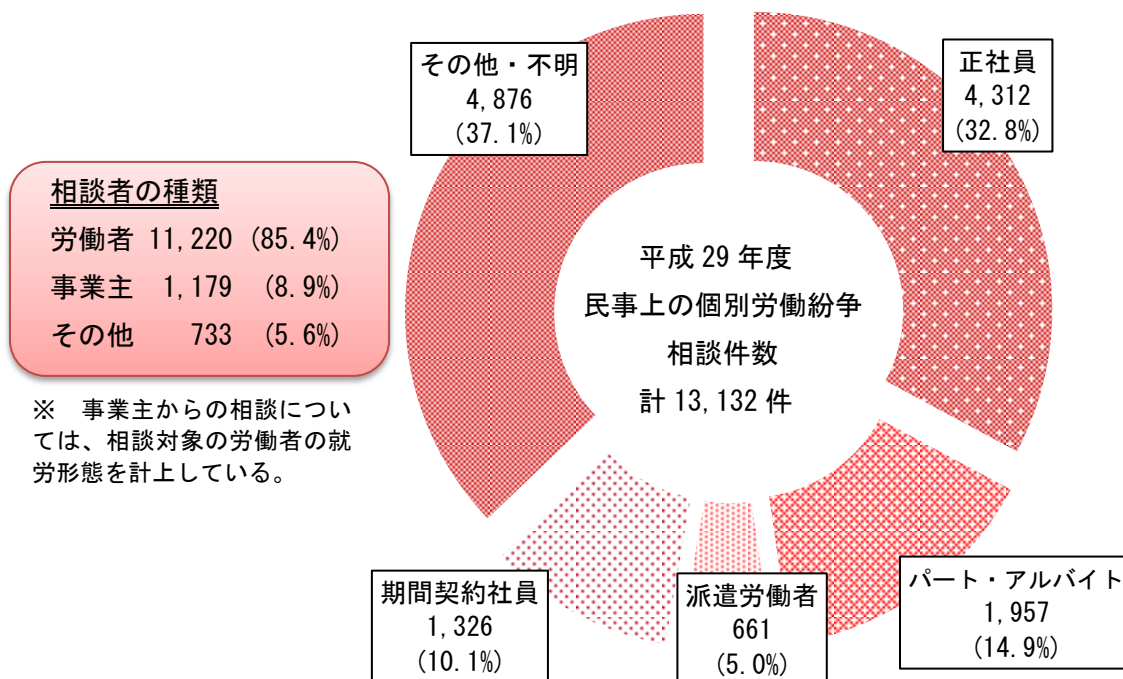
※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1 回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものの。

(3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移



※ () 内は対前年度比。

(4) 民事上の個別労働紛争 | 就労形態別の件数



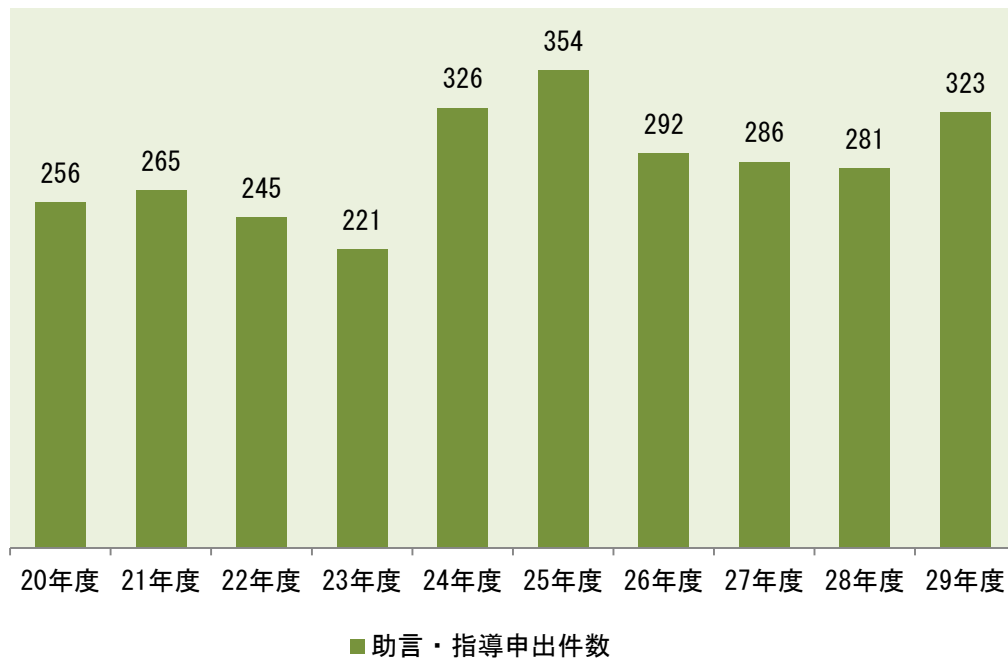
相談者の種類
 労働者 11,220 (85.4%)
 事業主 1,179 (8.9%)
 その他 733 (5.6%)

※ 事業主からの相談については、相談対象の労働者の就労形態を計上している。

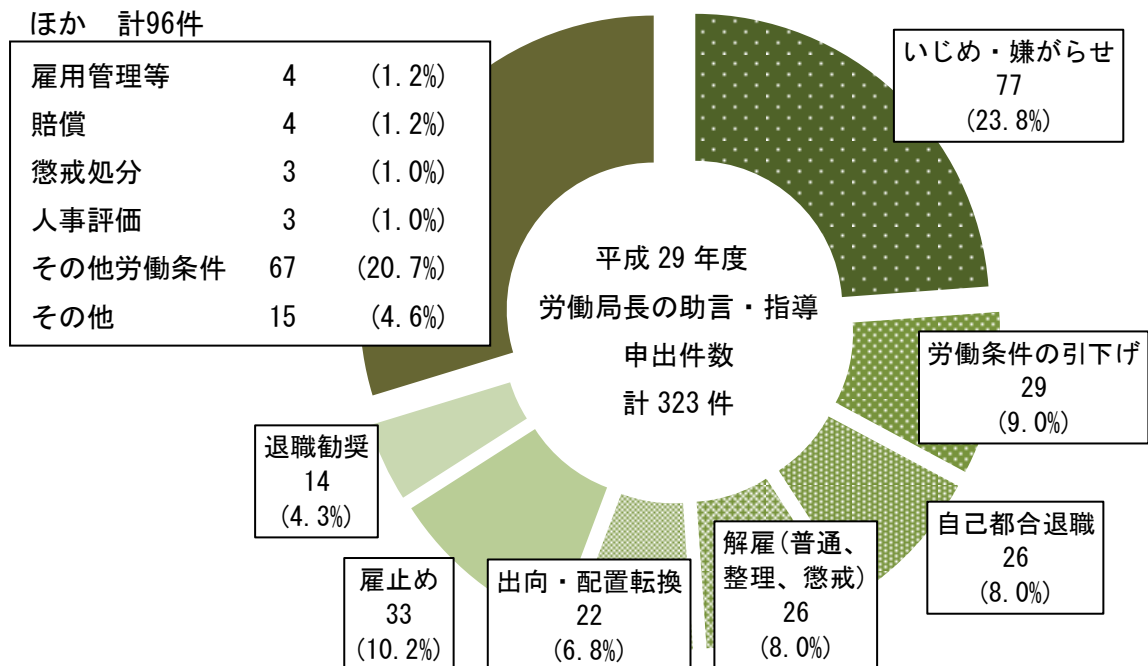
※ () 内は相談対象となる労働者の就労形態の全体 (合計件数) における割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100% にならないことがある。

2 都道府県労働局長による助言・指導

(1) 申出件数の推移

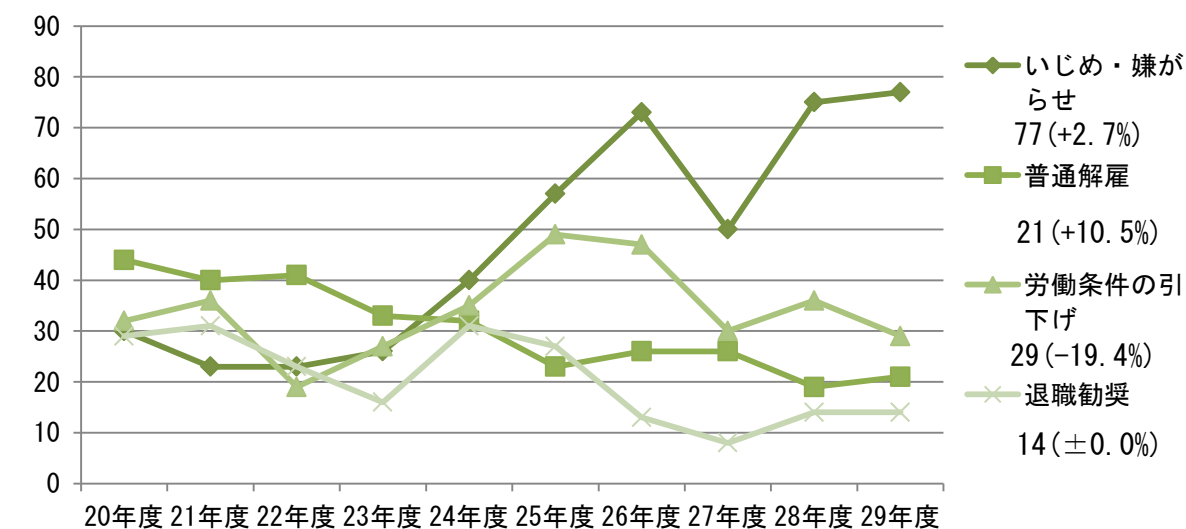


(2) 申出内容別の推移



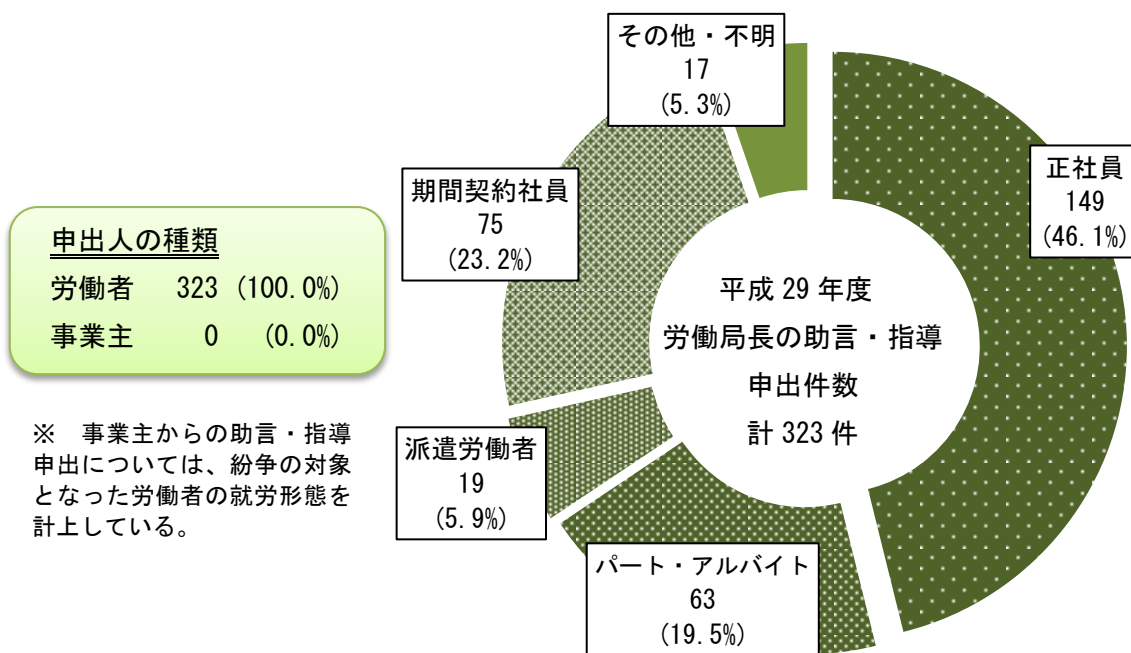
※ () 内は申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100%にならないことがある。

(3) 主な申出内容別の件数推移



※ () 内は対前年度比。

(4) 就労形態別の申出件数



申出人の種類

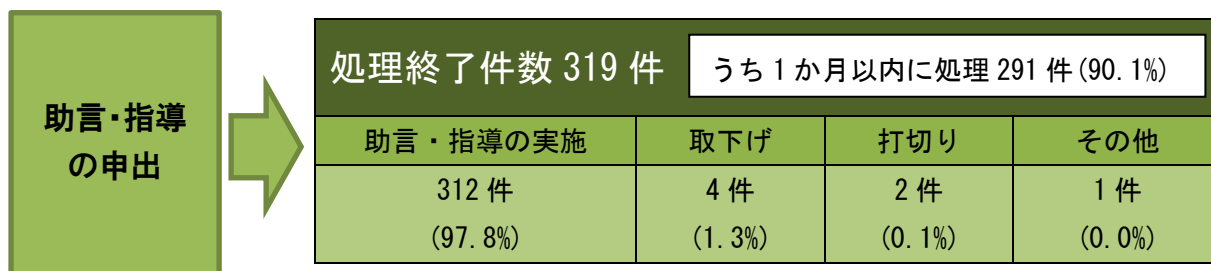
労働者	323	(100.0%)
事業主	0	(0.0%)

※ 事業主からの助言・指導申出については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

※ () 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100%にならないことがある。

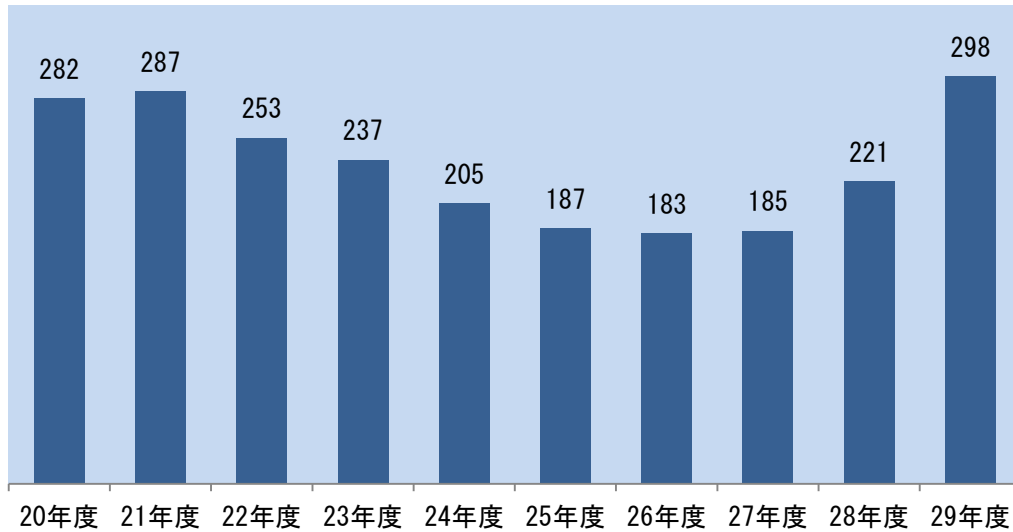
(5) 助言・指導の流れ及び処理状況

※ () 内は処理終了件数 319 件に占める比率

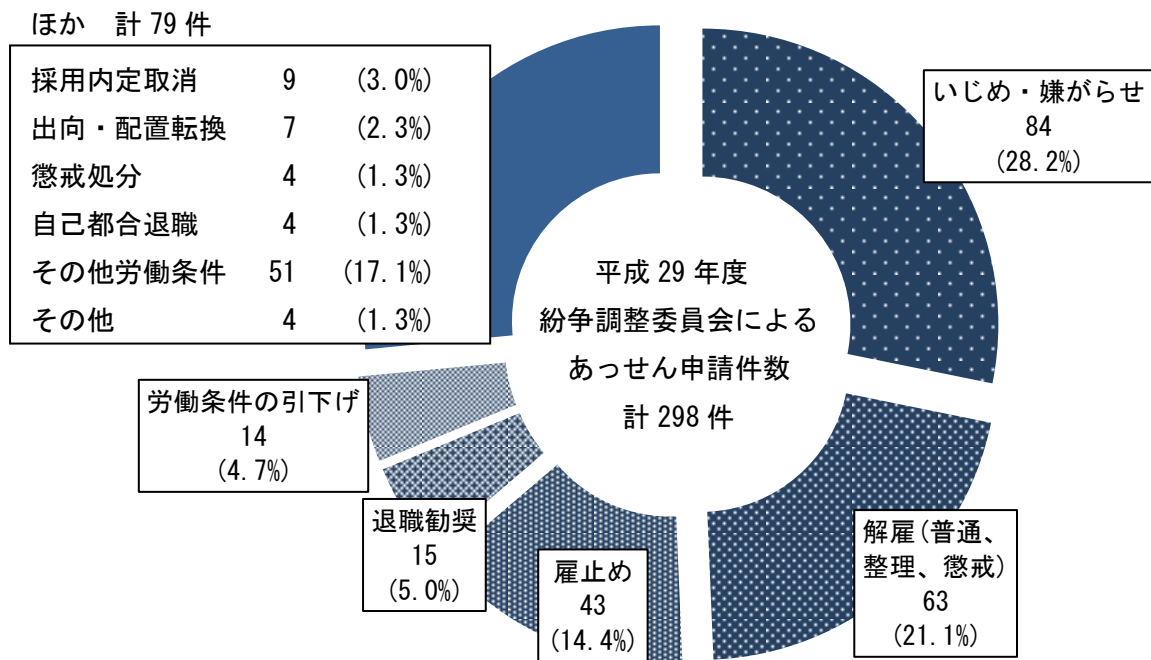


3 紛争調整委員会によるあっせん

(1) 申請件数の推移

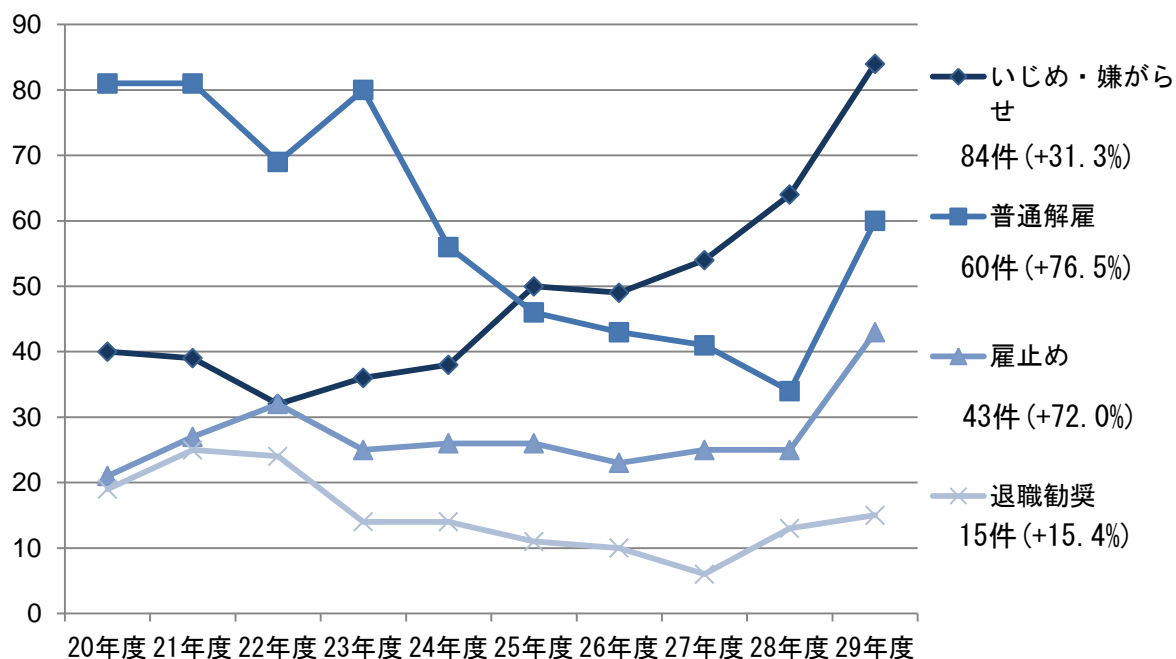


(2) 申請内容別の件数



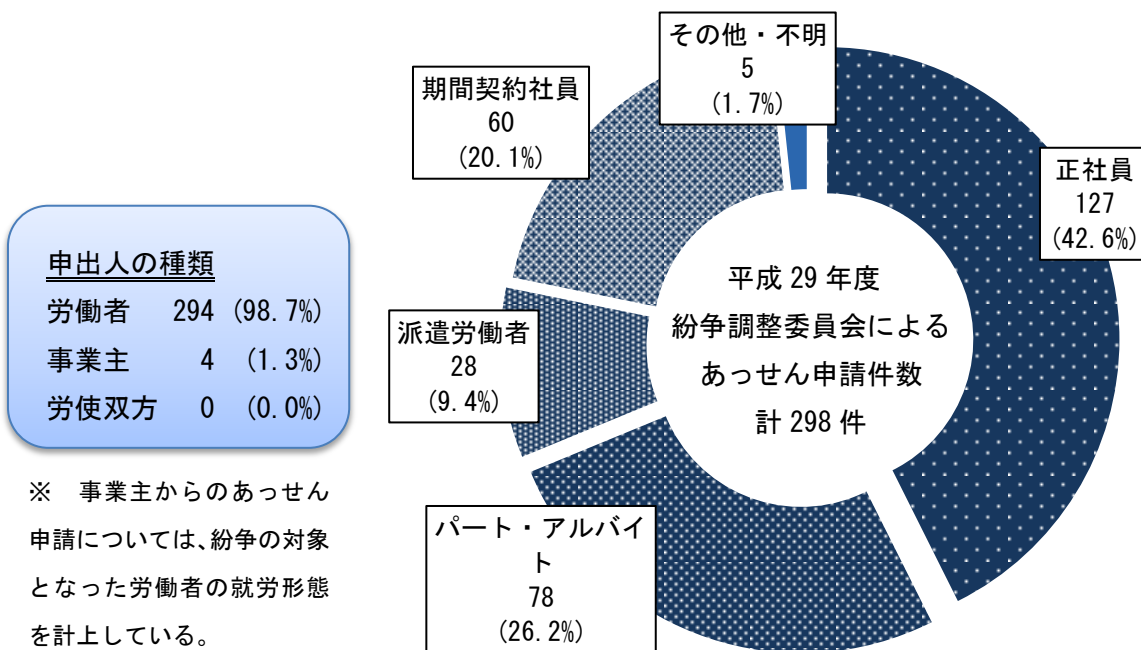
※ () 内は申請内容の全体 (合計件数) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100%にならないことがある。

(3) 主な申請内容別の件数推移



※ () 内は対前年度比。

(4) 就労形態別の申請件数



申出人の種類

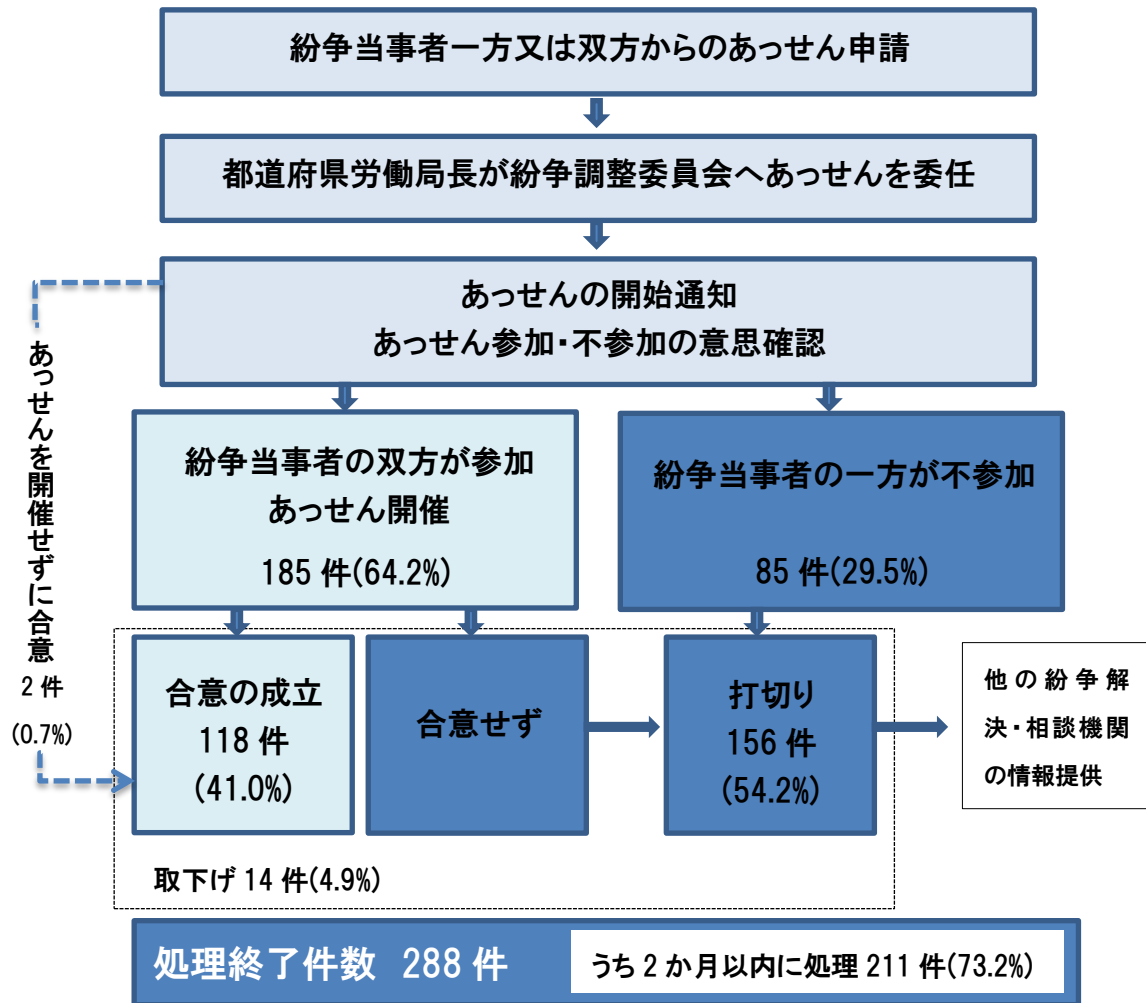
労働者	294	(98.7%)
事業主	4	(1.3%)
労使双方	0	(0.0%)

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

※ () 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100%にならないことがある。

(5) あっせん手続きの流れ及び処理状況

※()内は処理終了件数 288 件に占める比率



(6) 紛争当事者双方のあっせん参加率の推移

参加率	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
紛争当事者双方のあっせん参加件数 ／処理終了件数	50.2%	61.7%	51.9%	56.6%	58.3%	64.2%

(7) あっせんにおける合意率の推移

合意率	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
合意成立件数 ／処理終了件数	30.9%	44.0%	33.5%	37.9%	42.7%	41.0%
あっせん開催による合意成立件数 ／紛争当事者双方のあっせん参加件数	61.5%	71.4%	60.8%	63.3%	72.4%	62.7%

平成29年度における助言・指導及びあっせんの事例

助言・指導の例

事例1	自己都合退職に係る助言・指導
<p>事案の概要</p>	<p>申出人は、12月4日に直属の上司に12月末付けの退職届を提出した。その後、1週間経過しても被申出人から退職手続に関する案内がないことから、希望通りに自己都合退職できるようにしてもらいたいとして、助言・指導を申し出た。</p>
<p>助言・指導の内容・結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被申出人に対し、①申出人が合意退職したいと希望していること、②民法の退職に関する定めを説明し、申出人の退職の意思が固いことを踏まえた対応が必要ではないかと助言した。 ・ 助言に基づき、紛争当事者間で話し合いが行われた結果、12月20日付けで退職する合意が成立し、退職に伴う手続が完了した。
事例2	いじめ・嫌がらせに係る助言・指導
<p>事案の概要</p>	<p>申出人は、作業ミスをしたときに直属の上司から、他の社員がいる前で「故意にやったのではないか。」などと言われた。また、その上司からは日々の仕事の際にも追い込むような言葉による圧力を感じていた。</p> <p>今の仕事を続けたいので、総務課長から上司に威圧的な言動を控えるよう話してもらいたいとして、助言・指導を申し出た。</p>
<p>助言・指導の内容・結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被申出人に対し、助言・指導について説明し、申出人が直属の上司の言動を精神的苦痛に感じていることを伝え、申出人と上司の関係がより良く築けるよう取り組んではどうかと助言した。 ・ 助言に基づき、被申出人が上司の言い分を確認するなどした結果、申出人が威圧的と感じる上司の言動が少なくなった。

あっせんの例

事例 1	解雇に係るあっせん
事案の概要	<p>申請人は、派遣労働者として就労を開始したが、能力不足を理由に解雇された。</p> <p>実質的な労働日数は1か月にも達していないのに、自分だけが解雇の対象になったのか理解できないとして、経済的・精神的損害に対する補償金として120万円の支払いを求めたいとしてあっせんを申請した。</p>
あっせんのポイント・結果	<ul style="list-style-type: none">あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、被申請人は、解雇予告手当を支払っていることから、申請人が求める補償金の支払いには応じられないと主張した。これを受けてあっせん委員が、双方に対し、譲歩可能な金額の調整を繰り返した結果、解決金として10万円を支払うことで合意が成立し、解決した。

事例 2	雇止めに係るあっせん
事案の概要	<p>申請人は、毎年1月1日を起算日とする1年契約の更新を繰り返していたが、60歳の誕生日後の契約は更新しないと通告された。</p> <p>65歳まで働くことができる再雇用制度があることから、当然継続して働くことができると期待していたので納得できないとして、①雇止めの撤回を、②雇止めの撤回が無理であれば、所得補償として100万円の支払いを求めたいとしてあっせんを申請した。</p>
あっせんのポイント・結果	<ul style="list-style-type: none">あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、被申請人は、最後の1年契約を締結する時点で、契約更新しないと明示していることから、再雇用には応じられないと主張した。これを受けてあっせん委員が、双方に対し、譲歩可能な解決案の調整を繰り返した結果、解決金として50万円を支払うことで合意が成立し、解決した。

(用語説明)

※ 個別労働関係紛争

個別労働関係紛争の範囲は、「労働条件その他労働関係に関する事項について」の紛争で、労働関係に関する事項についての個別の労働者と事業主との紛争であれば、分野、内容に関係なく、すべての個別労働関係紛争に含まれる。ただ、労働組合と事業主との間の紛争や、労働者と労働者の間の紛争は、個々の労働者と事業主との間の紛争ではないので、個別労働関係には含まれない。

※ 神奈川労働局長による助言・指導制度

神奈川労働局長による助言・指導制度は、紛争当事者に対して、問題点を指摘し、解決の方向性を示唆することにより、紛争の解決の促進を図るものである。

具体的には、事実関係を調査・整理した上で、労働関係法令や関係判例等に基づき、さらに、必要に応じて大学教授、弁護士等専門家の意見を参考にしながら、都道府県労働局長が助言・指導を行っている。

※ 神奈川紛争調整委員会によるあっせん制度

神奈川労働局長が委任している神奈川紛争調整委員会によるあっせん制度は、あっせん委員が紛争当事者の間に立って、当事者間の話し合いを促進することにより、紛争の解決を促進する制度である。具体的には、双方の主張の要点を確かめ、必要に応じて参考人からの意見を聴取する等により、事実の調査を行った上で、紛争当事者間の話し合いを促進し、その間を仲介して、双方または一方の譲歩を求めたり、具体的な解決の方策を打診している。

なお、あっせんにより、当事者間に合意が成立した場合において、当該成立した合意は、民法上の和解契約となる。

神奈川労働局管内総合労働相談コーナー一覧

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
神奈川労働局総合労働相談コーナー	231-8434	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 13 階 神奈川労働局 雇用環境・均等部指導課内	045-211-7358
横浜駅西口総合労働相談コーナー (相談時間：11:00 から 18:30 まで)	220-0004	横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 S T ビル 11 階	045-317-7830
横浜南総合労働相談コーナー	231-0003	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 9 階 横浜南労働基準監督署内	045-211-7374
横浜北総合労働相談コーナー	222-0033	横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 3 階 横浜北労働基準監督署内	045-474-1251
横浜西総合労働相談コーナー	240-0023	横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル 4 階 横浜西労働基準監督署内	045-332-9311
鶴見総合労働相談コーナー	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18 鶴見労働基準監督署内	045-501-4968
川崎南総合労働相談コーナー	210-0012	川崎市川崎区宮前町 8-2 川崎南労働基準監督署内	044-244-1271
川崎北総合労働相談コーナー	213-0001	川崎市高津区溝口 1-21-9 川崎北労働基準監督署内	044-382-3190
横須賀総合労働相談コーナー	238-0005	横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎 5 階 横須賀労働基準監督署内	046-823-0858
藤沢総合労働相談コーナー	251-0054	藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3 階 藤沢労働基準監督署内	0466-23-6753
平塚総合労働相談コーナー	254-0041	平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 3 階 平塚労働基準監督署内	0463-43-8615
小田原総合労働相談コーナー	250-0004	小田原市浜町 1-7-11 小田原労働基準監督署内	0465-22-7151
厚木総合労働相談コーナー	243-0018	厚木市中町 3-2-6 厚木 T ビル 5 階 厚木労働基準監督署内	046-401-1641
相模原総合労働相談コーナー	252-0236	相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4 階 相模原労働基準監督署内	042-752-2051

(平成 30 年 4 月 1 日現在)